

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第七条関係）		別表（第七条関係）	
対応化学物質分類名	上欄の分類に属する第一種指定化学物質	対応化学物質分類名	上欄の分類に属する第一種指定化学物質
第一分類（無機化合物及び有機金属化合物）	令別表第一第一号、第十一号、第三十一号、第三十三号、第四十四号、第七十一号、第七十五号、第七十七号、第八十二号、第八十七号、第八十八号、第一百三十二号、第一百三十七号、第一百四十四号、第二百三十四号、第二百三十五号、第二百三十七号、第二百三十九号、第二百四十二号、第二百七十二号、第三百四号、第三百五号、第三百七号から第三百九号まで、第三百十八号、第三百二十一号、第三百二十二号、第三百三十三号、第三百七十四号、第三百八十七号、第三百九十四号、第三百九十五号、第四百五号、第四百十二号、第四百五十三号及び第四百五十六号	第一分類（無機化合物及び有機金属化合物）	令別表第一第一号、第二十五号、第二十六号、第六十号、第六十四号、第六十八号、第六十九号、第九十九号、第一百号、第八十八号、第七十五号、第七十六号、第七十七号、第七十八号、第七十九号、第一百三十号から第二百三十二号まで、第二百四十一号、第二百四十三号、第二百五十二号、第二百五十三号、第二百八十三号、第二百八十九号、第二百九十四号、第三百四号、第三百五号、第三百十一号及び第三百四十六号に掲げる第一種指定化学物質

<p>第二分類（鎖状炭化水素化合物及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第三分類（アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第三十六号、第七十二号、第九十四号、第百三号から第百七号まで、第百二十三号、第百二十六号から第百二十八号まで、第百三十一号、第百四十九号、第百五十七号から第百五十九号まで、第百六十一号、第百六十三号、第百六十四号、第百七十六号から第百七十九号まで、第百八十五号、第百八十六号、第百九号、第百二十一号、第百六十二号、第百六十三号、第百七十九号から第百八十一号まで、第百八十四号、第百八十八号、第百八十九号、第百五十一号、第百八十八号から第百八十二号まで、第百八十四号から第百八十六号まで及び第百九十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第二分類（鎖状炭化水素化合物及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第二十八号、第七十四号、第七十七号、第八十四号から第八十八号まで、第九十一号、第九十四号から第九十六号まで、第百十二号、第百十六号から第百十九号まで、第百二十一号、第百二十三号、第百二十四号、第百三十二号、第百三十三号、第百三十五号、第百三十七号、第百四十四号、第百四十五号、第百六十二号、第百九号から第百一十一号まで、第百一十三号、第百一十七号、第百二十二号、第百六十八号及び第百八十五号から第百八十八号までに掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第三分類（アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第八号、第十一号、第十六号、第十七号、第二十二号、第二十三号、第四十二号から第四十六号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号、第六十五号、第六十六号、第百九号、第百三十四号、第百六十号、第百六十六号、第百八号、第百一十四号、第百二十三号、第百五十一</p>

<p>第五分類（その他の鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>第四分類（カルボン酸系又はその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物）</p>	
<p>令別表第一第四十三号、第六十一号、第六十二号、第百五十二号、第百九十三号、第百九十七号、第百九十八号、</p>	<p>令別表第一第二号から第九号まで、第十三号、第十四号、第十六号、第五十一号、第六十号、第九十八号、第九十九号、第百二十二号、第百三十三号から第百三十五号まで、第百四十一号、第百四十号、第百二十三号、第百三十二号、第百五十六号、第百六十七号、第百八十二号、第百六十六号、第百七十号、第百四十四号から第百四十二号まで、第百三十四号及び第百四十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>百二十六号、第百五十七号、第百六十九号、第百七十三号、第百七十四号、第百七十六号から第百七十八号まで、第百八十五号、第百九十二号、第百九十五号、第百九十七号、第百九十九号、第百五十九号、第百六十六号、第百七十五号、第百七十九号、第百八十九号、第百九十九号、第百四十七号及び第百二十七号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第五分類（その他の鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>第四分類（カルボン酸系又はその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物）</p>	
<p>令別表第一第二十号、第三十三号、第四十八号から第五十号まで、第百四十九号、第百五十一号、第百五十五号、</p>	<p>令別表第一第二号から第七号まで、第九号、第十号、第十二号、第十三号、第四十七号、第七十号、第八十号、第百一号から第百三十三号まで、第百七十二号、第百三十三号、第百三十三号から第百三十一号まで及び第百四十五号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>号、第百九十二号、第百七十七号及び第百三十号に掲げる第一種指定化学物質</p>

<p>第七分類（アミン系、ニトロ系又はアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物）</p>	<p>第六分類（単環炭化水素化合物及びハロゲン化単環炭化水素化合物）</p>	
<p>令別表第一第十八号、第四十九号、第八十九号、第九十三号、第一百号から第一百二号まで、第一百一十一号、第一百十二号、第一百五十六号、第一百六十六号、第一百六十七号、第一百六十九号、第一百七十四号、第二百号、第二百二号、第二百五</p>	<p>令別表第一第五十三号、第八十号、第八十三号、第九十七号、第一百九号、第一百十号、第一百二十五号、第一百六十五号、第一百八十一号、第二百二号、第二百四十号、第二百九十号、第二百九十六号、第二百九十七号、第三百号、第三百九十七号、第三百九十八号、第四百号及び第四百三十六号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>第二百十二号、第二百二十号、第二百二十五号、第二百四十一号、第二百四十五号、第二百五十九号、第二百六十八号、第二百七十五号、第三百十三号、第三百二十八号、第三百二十九号、第三百三十一号、第三百七十八号、第三百九十一号、第三百九十六号、第四百九号、第四百二十四号、第四百三十三号、第四百五十七号から第四百五十九号まで及び第四百六十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>

<p>第七分類（アミン系、ニトロ系又はアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物）</p>	<p>第六分類（単環炭化水素化合物及びハロゲン化単環炭化水素化合物）</p>	
<p>令別表第一第十五号、第三十八号、第五十二号、第七十一号から第七十三号まで、第七十六号、第八十一号から第八十三号まで、第九十八号、第一百二十七号から第一百三十号まで、第一百三十六号、第一百五十七号、第一百五十九号、第</p>	<p>令別表第一第四十号、第六十三号、第八十九号、第九十三号、第一百三十九号、第一百四十号、第一百七十七号、第二百二十四号、第二百二十七号、第二百九十五号から第二百九十七号まで、第二百九十九号及び第三百三十五号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>第一百五十六号、第一百六十七号、第一百八十一号、第一百九十一号、第二百四号、第二百三十五号、第二百三十六号、第二百四十八号から第二百五十号まで、第二百八十四号、第二百九十三号、第三百二十四号、第三百三十三号、第三百四十九号から第三百五十二号まで及び第三百五十四号に掲げる第一種指定化学物質</p>

	<p>第八分類（アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する単環炭化水素化合物）</p>
<p>号、第二百十四号から第二百十六号まで、第二百三十号、第二百九十三号、第二百九十九号、第三百一号、第三百十二号、第三百十四号から第三百十六号まで、第三百二十七号、第三百四十五号、第三百四十八号及び第四百三十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第十七号、第二十三号、第二十四号、第六十四号、第六十九号、第七十四号、第七十八号、第七十九号、第八十六号、第二百十号、第二百一十一号、第二百二十九号、第三百十号、第三百三十六号、第四百十二号、第四百二十三号、第四百七十五号、第二百一号、第二百四号、第二百七号、第二百八号、第二百四十六号、第二百五十五号、第二百六十四号、第二百八十七号、第二百九十四号、第三百十一号、第三百二十号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百三十号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百四十三号、第三百四十四号、第三百四十九号、第三百六十五号、第三百六十七号、第三百六十八号、第三百七十三号、第三百九十九号、第四百四号、第四百八号、第</p>
	<p>第八分類（アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する単環炭化水素化合物）</p>
<p>百六十三号、第六十四号、第二百十九号、第二百二十号、第二百二十五号、第二百二十六号、第二百二十八号、第二百三十四号、第二百三十七号、第二百三十八号、第二百四十号、第二百六十二号から第二百六十四号まで、第三百二号、第三百二十三号及び第三百三十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第十四号、第二十一号、第三十五号、第五十七号、第五十九号、第六十二号、第六十七号、第九十七号、第一百四号、第三百一十一号、第三百零八号、第三百八十二号、第三百九十七号、第二百一十一号、第二百三十九号、第二百四十二号、第二百四十四号、第二百五十四号、第二百六十号、第二百六十一号、第二百六十五号、第二百六十六号、第二百九十八号、第三百三三号、第三百八号、第三百九号、第三百二十九号及び第三百四十四号に掲げる第一種指定化学物質</p>

<p>第十一分類（多環炭化水素化合物）</p>	<p>二号、第四百六十号及び第四百六十一号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第十二分類（三原子環から五原子環までの複素環化合物）</p>	<p>令別表第一第十五号、第十九号、第三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十号、第一百四十四号、第一百六十号、第一百八十号、第一百九十号、第二百二十八号、第二百三十一号、第二百三十八号、第三百二十二号、第三百三十三号、第三百四十号、第三百四十六号、第三百九十三号、第四百三十三号、第四百六号、第四百二十七号、第四百三十八号及び第四百四十六号から第四百四十八号までに掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第十一分類（多環炭化水素化合物）</p>	<p>第九百九十六号、第三百四十七号、第三百四十八号及び第三百五十三号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第十二分類（三原子環から五原子環までの複素環化合物）</p>	<p>令別表第一第十八号、第十九号、第三十二号、第四十一号、第五十三号、第七十九号、第九十二号、第一百一十一号、第一百五十五号、第一百二十六号、第一百四十一号、第一百四十二号、第一百四十七号、第一百五十二号、第一百五十四号、第一百六十一号、第一百八十九号、第二百五十七号、第二百七十六号、第二百七十八号、第二百八十一号、第二百八十二号、第三百一十一号及び第三百二十七号に掲げる第一種指定化学物質</p>

	<p>第十三分類（その他の複素環化合物）</p>
<p>、第三百六十三号、第三百六十四号、第三百七十一号、第三百七十二号、第三百七十七号、第四百二号、第四百一十一号、第四百二十六号及び第四百五十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第二十一号、第二十五号、第二十七号、第四十六号、第五十号、第六十三号、第七十号、第七十六号、第八十一号、第九十号、第九十一号、第九十五号、第一百十三号、第一百四十六号、第一百五十号、第一百七十二号、第一百八十七号、第一百九十九号、第二百十七号、第二百二十七号、第二百四十三号、第二百四十四号、第二百四十八号、第二百四十九号、第二百五十八号、第二百八十三号、第二百八十六号、第二百九十一号、第三百二十三号、第三百二十五号、第三百二十六号、第三百二十八号、第三百四十一号、第三百四十二号、第三百五十七号、第三百七十号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百二十二号、第四百二十九号から第四百三十一号まで、第四百三十五号、第四百三十九号、第四百五十号、第四百五十四号及び第四百五十五号に掲げる第一種指定化学物質</p>

	<p>第十三分類（その他の複素環化合物）</p>
<p>令別表第一第三十四号、第三十九号、第五十一号、第六十一号、第七十五号、第七十八号、第九十号、第一百十三号、第一百四十六号、第一百六十八号、第一百六十九号、第一百七十九号、第一百八十八号、第一百八十五号から第一百八十八号まで、第一百九十四号、第一百九十八号、第一百十二号、第二百十六号、第二百十八号、第二百四十五号から第二百四十七号まで、第二百五十六号、第二百五十八号、第二百五十九号、第二百七十四号、第二百八十号、第二百九十一号、第三百二十二号、第三百三十一号、第三百三十四号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百四十二号及び第三百四十三号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第三十四号、第三十九号、第五十一号、第六十一号、第七十五号、第七十八号、第九十号、第一百十三号、第一百四十六号、第一百六十八号、第一百六十九号、第一百七十九号、第一百八十八号、第一百八十五号から第一百八十八号まで、第一百九十四号、第一百九十八号、第一百十二号、第二百十六号、第二百十八号、第二百四十五号から第二百四十七号まで、第二百五十六号、第二百五十八号、第二百五十九号、第二百七十四号、第二百八十号、第二百九十一号、第三百二十二号、第三百三十一号、第三百三十四号、第三百三十六号、第三百三十七号、第三百四十二号及び第三百四十三号に掲げる第一種指定化学物質</p>

様式第 1 (第 5 条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣 (都道府県知事) 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 千

(ふりがな)

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称 (ふりがな)	-----
	前回の届出における名称	
	事業所の名称 (ふりがな)	-----
	前回の届出における名称	

様式第 1 (第 5 条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣 (都道府県知事) 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 千

(ふりがな)

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称 (ふりがな)	-----
	前回の届出における名称	
	事業所の名称 (ふりがな)	-----
	前回の届出における名称	

事業所の所在地		〒	都道 府県	市区 町村
事業所において常時使用される従業員の数			人	
事業所において行われ る事業が属 する業種	主たる事業	業 種 名	業 種 コー ド	
	従たる事業			
第一種指定化学物質の排出量及び移動 量				
本届出が法第6条第1項の請求に係る ものであることの有無（該当するもの に をすること）			1 . 有 2 . 無	別紙番号 1 ~ のと おり
担当者 （問い 合わせ 先）	部 署 （ふりがな）	氏 名		
	電話番号			
受理 日	年 月 日	整理番号		

備考 1～8（略）

所在地		〒	都道 府県	市区 町村
事業所において常時使用される従業員の数			(新設)	
事業所 において行われ る事業が属 する業 種	うち主たるもの （新設）	業 種 名	業 種 コー ド	
第一種指定化学物質の排出量及び移動 量				
本届出が法第6条第1項の請求に係る ものであることの有無（該当するもの に をすること）			1 . 有 2 . 無	別紙番号 1 ~ のと おり
担当者 （問い 合わせ 先）	部 署 （ふりがな）	氏 名		
	電話番号			
受理 日	年 月 日	整理番号		

備考 1～8（略）

9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で
 当該情報を記録する機能を有する二次元コドであつて
 、日本工業規格 X 0 5 1 0 に適合するものを記載するこ
 とができる。

(二次元コド記載欄)

(新設)

(新設)

別紙番号			
第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量			
第一種指定化学物質の名称		単位	kg
第一種指定化学物質の番号			mg- T E
			Q(ダ材
			材)類の
			場合)

別紙番号			
第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量			
第一種指定化学物質の名称		単位 (1. k
第一種指定化学物質の番号		該当する	g
		ものに	2. m
		をすること	g- T
		と)	E Q

移動 量	下水道への移動	<input type="checkbox"/> 当該事業所の外への移動（1以外）	3・遮断型
									移動先の下水道 道終末処理施設 の名称 []
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類									
廃棄物の処理方法（該当するものに）をすること（複数選択可）									
01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 コムくず									

移動 量	下水道への移動	<input type="checkbox"/> 当該事業所の外への移動（1以外）	(新設) 遮断型
									(新設)
(新設)									

	<u>04</u> 廃酸 <u>05</u> 廃アルカリ <u>06</u> 廃プラスチック類 <u>07</u> 紙くず <u>08</u> 木くず <u>09</u> 繊維くず	<u>13</u> 金属くず <u>14</u> ガラスくず・珪藻土くず <u> </u> ・陶磁器くず <u>15</u> 鉱さい <u>16</u> がれき類 <u>17</u> ばいじん <u>18</u> その他
整理番号		

備考 1～3 (略)
(削る)

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
- 7 (略)
- 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コドであつて、日本工業規格 X 0 5 1 0 に適合するものを記載することができる。

(二次元コド記載欄)

整理番号	
------	--

備考 1～3 (略)

- 4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。
- 5 (略)
- 6 (略) (新設)
- 7 (略) (新設)

(新設)

